



一般社団法人フランスレストラン文化振興協会 (APGF)

定款

制定:2020年12月7日

一般社団法人フランスレストラン文化振興協会 (APGF)

定款

第1章 総則

【名称】

第1条 当法人は、一般社団法人フランスレストラン文化振興協会と称し、欧文表記は ASSOCIATION DE PROMOTION DE LA GASTRONOMIE FRANÇAISE (略称「APGF」)とする。

【主たる事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区駒場1丁目1番16号に置く。

【目的】

第3条 当法人は、フランスレストラン文化の普及を図るべく、ガストロミーのプラットフォームとして、良質の生産者、料理人、サービス人、食べ手について伝統の継承と革新を実現することを目的とする。

【事業の種類】

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フランスレストラン文化に関する普及啓発事業
- (2) フランスレストラン文化に関する講習会及び情報発信事業
- (3) フランスレストラン文化に関する調査研究及び研修事業
- (4) フランスレストラン文化の継承に寄与するコンクールの実施
- (5) フランスレストラン文化の継承に寄与する次世代の優秀な人材の育成
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【公告】

第5条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、官報に掲載する方法により行う。

【遵守】

第6条 当法人は、第41条及び第43条の定め違反する行為を行うことを決定し、又は行うことができない。

第2章 会員

【種別】

第7条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体

【入会】

第8条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

【経費等の負担】

第9条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 9-2. 正会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 9-3. 賛助会員は社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

【経費等の不返還】

第10条 既に納入した入会金及び会費並びに賛助会費は、返還しない。

【会員の資格喪失】

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

【退会】

第12条 会員はいつでも退会することができる。但し、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

【除名】

第13条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- 13-2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

【会員名簿】

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。ただし、名簿の開示に際しては内規にこれを定める。

第3章 社員総会

【構成】

第15条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

【種別】

第16条 当法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

【招集】

第17条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

17-2. 社員総会の招集通知は、開催日より2週間前までに各社員に発する。

【決議】

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

【議決権】

第19条 各社員は、各1個の議決権を有する。

【議長】

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

【議事録】

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

【役員の設定】

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内とする。
- (2) 監事1名以上3名以内とする。
- (3) 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とすることができ、この会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

【役員を選任】

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

23-2. 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1以下でなければならない。

23-3. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

【理事の職務及び権限】

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 24-2. 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。
- 24-3. 副会長は当法人を代表し、かつ、会長を補佐し、その業務を執行する。
- 24-4. 会長及び副会長は毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務権限】

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 25-2. 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

【顧問及び相談役の設置】

- 第 26 条 当法人に顧問及び相談役を置く。
- (1) 顧問1名以上5名以内とする。
- (2) 相談役1名以上5名以内とする。

【任期】

- 第 27 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 27-2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 27-3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 27-4. 増員により選任された理事の任期は、在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 27-5. 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

【解任】

- 第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
- ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

【報酬等】

- 第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【取引の制限】

- 第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と
その理事との利益が相反する取引

第 5 章 理事会

【構成】

- 第 31 条 当法人に理事会を置く。
- 31-2. 理事会は全ての理事をもって構成する。

【権限】

- 第 32 条 理事会は次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長の選定及び解職

【招集】

- 第 33 条 理事会は会長が招集する。
- 33-2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

【決議】

- 第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 34-2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

【議事録】

- 第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 35-2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

【理事会規則】

- 第 36 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

【基金の拠出】

- 第37条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 37-2. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 37-3. 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

【事業年度】

- 第38条 当法人の事業年度及び会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

【事業計画及び収支予算】

- 第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も同様とする。
- 39-2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 39-3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【事業報告及び決算】

- 第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、(1)及び(2)の書類についてはその内容を報告し、(3)(4)(5)の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 40-2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

【剰余金の分配】

- 第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 解散

【解散】

第42条 当法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の分配】

第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。